

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

(法人の名称) 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

1 事業実施の方針

低額所得者・子育て中の世帯・外国人・被災者等の住宅確保要配慮者に対して、入居前の相談対応から入居後の生活支援まで、法人各部署間の連携はもとより、他機関との密な共働体制を構築することで、多様な住まいと住まい方のニーズに合わせた支援を行い、安心して暮らし続けることができる生活環境の整備に努める。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	実施予定なし				
法第62条第二号に掲げる業務	①住み替え相談 ②入居時支援 ・コーディネート ※金銭・財産管理、家財・遺品整理、死後事務(葬儀の手配等) ⇒サービス内容やプランに応じて料金設定あり(本会HPに利用料や対象要件を掲載) ・内覧同行	①事務所 ②福岡市内	3人	更生保護対象者を除く住宅確保要配慮者 100人	3,416
法第62条第三号に掲げる業務	入居後支援 ・定期的な連絡・訪問 ・生活相談	福岡市内		低額所得者世帯等 10人	

法第 62 条 第四号に掲げる業務	視察受入れや講演会、出前講座を通じた事業の周知	福岡市内		福祉関係者等 300人	0
法第 62 条 第五号に掲げる業務	実施予定なし				
法第 62 条 第六号に掲げる業務	実施予定なし				

<p><b>連携内容①</b> 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市居住支援協議会に事務局として参加</li> <li>・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加</li> <li>・福岡市生活自立支援センターと定期的に情報交換会を開催</li> <li>・地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援センター等からの依頼により住宅確保要配慮者の住まい探しを実施</li> </ul>
<p><b>連携内容②</b> 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に協力する「協力店」（不動産業者）と連携し、物件提供を依頼する。また、その過程において、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援センター、行政等の関係機関と情報共有を行うことで、円滑な入居に努める。</li> <li>・入居後支援として、生活支援等のサービスを提供する「支援団体」と連携し、必要に応じ、保証人・緊急連絡先不在問題等に対応する死後事務委任事業の調整、孤独死のリスクに対応する見守りサービスの調整、認知症、精神・知的障がいなどによる金銭管理ニーズに対応する権利擁護サービスの調整等を行う。</li> </ul>
<p><b>人材育成</b> 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国居住支援法人協議会主催の居住支援研修会に参加</li> <li>・相談業務等の実務を通じた計画的な訓練・指導（OJT）や取組みの評価・フィードバック</li> <li>・法人内での研修・勉強会</li> </ul>

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記

載する。

3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。

4 必要に応じて、欄を広げて記載する。